

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務委託
公募型プロポーザル実施説明書

令和5年10月

赤 磐 市

赤磐市は、赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）の運転管理のさらなる効率化を図るために「赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務委託」（以下「本業務」という。）を実施することとした。

本実施説明書は、本業務の公募型プロポーザルに適用されるものであり、受託候補者の選定等については、関係法令や赤磐市の各種規定に定めるもののほか、募集要項（本説明書 6 ページに規定）によるものとする。

本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項に記載された受託者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿い、本業務の目的に合った条件で応募資料の作成等を行うものとする。

目次

I. 用語の定義	1
II. 業務内容	2
1. 業務名	2
2. 業務実施場所	2
3. 業務概要	2
4. 業務スケジュール（予定）	2
5. 業務範囲	2
III. 参加条件	3
1. 応募者の参加資格要件	3
IV. 募集及び選定スケジュール	4
1. 契約締結までの流れ	4
2. 契約締結までのスケジュール	5
V. プロポーザルに関する手続	6
1. 審査会の設置	6
2. 募集要項	6
1) 募集要項の構成	6
2) 募集要項の交付	6
3) 募集要項に関する説明会	6
4) 募集要項に関する質問の受付	6
3. 参加申込手続	7
4. 審査方法等	7
1) 第1次審査(提案参加資格審査)の実施	7
2) 提案書の提出依頼	7
3) 第2次審査の実施	8
5. 本業務の契約	9
VI. その他	10
1. 応募に関する留意事項	10
1) 募集要項の承諾	10
2) 費用負担	10
3) 募集要項の使用の制限	10
4) 本市が提示する参考資料の取扱い	10
5) 使用言語等	10
6) 著作権	10
7) 応募資料の取扱い	10
8) プロポーザルの延期、中止など	10
9) プロポーザルの無効に関する事項	10
10) 提案参加資格の喪失	11
11) 受託候補者の失格	11
12) プロポーザル参加の辞退	11
13) その他	11

2. その他	11
1) 本市が提示する資料及び回答書	11
2) 参考資料の閲覧、当施設の視察	11
3. 担当部署	13
別紙 参考資料閲覧リスト	14

I. 用語の定義

本実施説明書において用いる用語を以下のとおり定義する。

本 市	「赤磐市」をいう。
当 施 設	「赤磐市環境センター(エネルギー回収推進施設)」をいう。
本 業 務	「赤磐市環境センター(エネルギー回収推進施設)運転管理業務委託」をいう。
応 募 者	本業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者をいう。
受 託 候 補 者	最優秀提案の応募者として選定された者をいう。
受 託 者	本市と契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
運 転 管 理	業務委託契約書及び委託仕様書、業務提案書、業務計画書等に基づく業務をいう。
運 転 管 理 業 務	「赤磐市環境センター(エネルギー回収推進施設)運転管理業務委託 委託仕様書」において規定された「運転管理業務」の業務範囲をいう。
業 務 委 託 契 約	本市と受託者との間で締結される契約をいう。
委 託 仕 様 書	「赤磐市環境センター(エネルギー回収推進施設)運転管理業務委託 委託仕様書」をいう。
応 募 資 料	応募者が本市に提出するものであり、本実施説明書において規定する提出書類一式の総称をいう。
参 加 申 込 書	応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本実施説明書の「V.プロポーザルに関する手続 3.参加申込手続」において規定する提出書類一式をいう。
提 案 書	応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本実施説明書の「V.プロポーザルに関する手続 4.審査方法等 3)第2次審査の実施」において提出書類として規定する提出書類一式をいう。
見 積 書	応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本実施説明書の「第2次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「見積書【様式第7号】」をいう。
審 査 会	本業務の実施に際して必要となる事項の検討及び提案の審査を行う目的で、本市が設置する「赤磐市環境センター(エネルギー回収推進施設)運転管理業務受託候補者選定審査会」をいう。
プレゼンテーション及びヒアリング	審査会において、応募者がプレゼンテーション(提案内容の説明)及びヒアリング(提案内容に関する質疑応答)を行うことをいう。

II. 業務内容

1. 業務名

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務委託

2. 業務実施場所

岡山県赤磐市津崎 1 9 7 - 1

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）

3. 業務概要

本業務は、当施設の運転管理を行うものであり、施設の概要及び業務履行期間は以下のとおりである。

(1) 施設概要

施設規模：44t/日（22t/日×2 炉）（16 時間運転）

処理方式：ストーカ方式

(2) 業務履行期間

業務履行期間：業務委託契約締結の日（令和 5 年 12 月予定）から令和 11 年 3 月 31 日

業務履行期間の内訳は以下のとおりである。

業務準備期間：業務委託契約締結の日（令和 5 年 12 月予定）から令和 6 年 3 月 31 日

業務実施期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

4. 業務スケジュール（予定）

本業務に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| (1) プロポーザル公告 | 令和 5 年 10 月 11 日 |
| (2) 受託候補者の選定 | 令和 5 年 12 月初旬予定 |
| (3) 契約詳細の協議 | (2) の後速やかに行う（令和 5 年 12 月） |
| (4) 業務委託契約の締結 | (3) の後速やかに行う（令和 5 年 12 月下旬予定） |
| (5) 業務準備期間 | (4) の後速やかに行う（令和 6 年 3 月 31 日まで） |
| (6) 業務実施期間の開始 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| (7) 業務実施期間の終了（契約終了） | 令和 11 年 3 月 31 日 |

5. 業務範囲

(1) 受託者の業務範囲

受託者が実施する主な業務の概要は、次のとおりであるが、詳細は委託仕様書に示す。

- ①本市と締結する業務委託契約、委託仕様書、業務提案書等に基づき、当施設の運転管理を行う。
- ②運転管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務、維持管理業務、安全衛生管理業務、その他関連業務を行う。

(2) 本市の業務範囲

精密機能検査、各種測定（排ガス、ごみ質、熱しゃく減量、作業環境等）、周辺環境測定、警備保障委託、清掃委託（受託者管理範囲外）、電気設備保守点検委託、消防設備保守点検委託等、委託仕様書に定める受託者の業務範囲以外の運営管理業務を行う。

III. 参加条件

プロポーザルに参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1. 応募者の参加資格要件

- (1) 応募者は、募集要項において公表する委託仕様書に掲げる業務を実施する単独の企業であること。
- (2) 応募者は、下記①～⑨に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
 - ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者でないこと。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反している者でないこと。
 - ⑧ 審査会の委員と利害関係又は雇用関係のある者でないこと。
 - ⑨ 令和5年度赤磐市建設工事等入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、種目が「建物等の保守管理」の中のいずれかの営業品目に登載されていること。
- (3) 業務実績に関する要件

下記①に掲げる要件を全て満たすこと。なお、応募者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。

 - ① 下記(ア)に掲げる条件を全て満たす地方公共団体（日本国内）の一般廃棄物処理施設において、(イ)又は(ウ)のいずれかの実績を有していること。
 - (ア) 以下の項目を全て満たす施設であること。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定められる、焼却施設の技術上の基準のうち平成14年12月1日以降の構造基準、維持管理基準に合致した施設であること。
 - 間欠運転式（8時間稼働又は16時間稼働）のストーカ方式であること。
 - (イ) 「運転管理業務」を元請けとして受託した実績
 - (ウ) 「運営管理業務（長期包括的運営事業、DBO事業又はPFI事業であるもの）」を受託した実績

IV. 募集及び選定スケジュール

1. 契約締結までの流れ

プロポーザル公告から契約締結に至るまでの流れは図 1 のとおりであり、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定した上で、本業務についての協議を行い、随意契約の方法により契約を締結する。

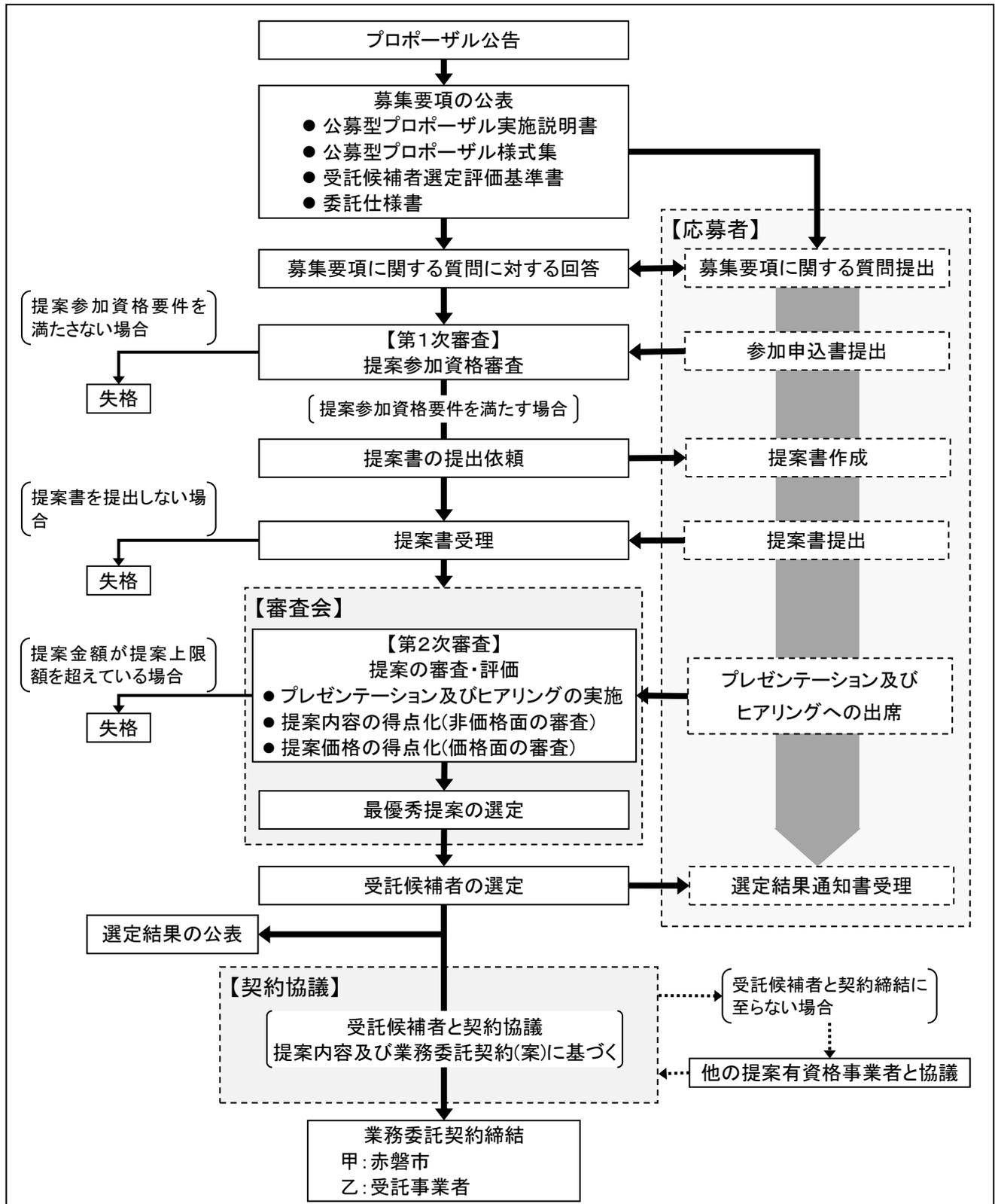


図 1 契約締結までの流れ

2. 契約締結までのスケジュール

プロポーザル公告から契約締結に至るまでのスケジュールは以下のとおりである。なお、スケジュールは、審査等の進捗等により変更する場合がある。

(1) プロポーザル公告	令和5年10月11日(水)
(2) 募集要項の公表	令和5年10月11日(水)
(3) 募集要項(参加申込手続)に関する質問の受付締切	令和5年10月17日(火)
(4) 募集要項(参加申込手続)に関する質問に対する回答	令和5年10月23日(月)
(5) 募集要項(参加申込手続以外の項目)に関する質問の受付締切	令和5年10月24日(火)
(6) 募集要項(参加申込手続以外の項目)に関する質問に対する回答	令和5年10月30日(月)
(7) 参加申込書の受付締切	令和5年10月30日(月)
(8) 提案参加資格審査結果の通知(第1次審査結果の通知)	令和5年11月初旬
(9) 提案書提出依頼書の提示	(8)の後速やかに行う
(10) 提案書の受付締切	令和5年11月21日(火)
(11) 第2次審査の実施(プレゼンテーション及びヒアリング・提案内容の得点化・提案価格の得点化)	令和5年12月初旬
(12) 最優秀提案の選定	(11)の後速やかに行う
(13) 受託候補者の選定通知(第2次審査結果の通知)	令和5年12月上旬予定
(14) 選定結果の公表	(13)の後速やかに行う
(15) 契約協議	(13)の後速やかに行う
(16) 業務委託契約の締結	令和5年12月下旬予定

V. プロポーザルに関する手続

1. 審査会の設置

本市は、本業務の実施に際して必要となる事項の検討及び提案を審査するに当たって、市が指名する委員により構成される「赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務受託候補者選定審査会」を設置している。なお、審査会の会議は非公開とする。

2. 募集要項

1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から④までの書類により構成される。

- ①公募型プロポーザル実施説明書
- ②公募型プロポーザル様式集
- ③受託候補者選定評価基準書
- ④委託仕様書

2) 募集要項の交付

募集要項の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年10月11日（水）から令和5年10月17日（火）まで

(2) 交付場所・交付方法

赤磐市ホームページから電子データをダウンロードすること。

3) 募集要項に関する説明会

募集要項に関する説明会は開催しない。

4) 募集要項に関する質問の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

「募集要項等に関する質問書【様式第1号】」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版）とする。

(2) 質問書送付先

赤磐市 市民生活部 環境課

電子メール kankyo@city.akaiwa.lg.jp

(3) 質問受付期限

①参加申込手続について 令和5年10月17日（火） 午後5時まで

②参加申込手続以外の項目について 令和5年10月24日（火） 午後5時まで

(4) 質問への回答

質問を行った全ての者の質問に対する回答を次に掲げる期日に赤磐市ホームページにおいて公開する。ただし、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

①参加申込手続について 令和5年10月23日（月）

②参加申込手続き以外の項目について 令和5年10月30日（月）

3. 参加申込手続

参加希望者は、次に定めるところにより、本プロポーザルへの参加の申込みをすること。

(1) 提出書類

提出書類は正本1部(押印したもの)、副本3部を提出する。

①公募型プロポーザル方式提案参加申込書【様式第2号】

②運転管理業務実績【様式第3号-1】又は運営管理業務実績【様式第3号-2】

(2) 提出場所

赤磐市 市民生活部 環境課

(3) 提出方法

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メール等その他の方法による提出は認めない。また、書類の分割提出は認めない。

(4) 提出期限

令和5年10月30日（月）午後5時まで

4. 審査方法等

1) 第1次審査(提案参加資格審査)の実施

(1) 審査方法

「3. 参加申込手続」により提出された書類について、本実施説明書3ページに示す「III. 参加条件」に示した要件を全て満たしているか確認する。ただし、審査の結果によっては、提案書の提出依頼を行わない場合がある。

(2) 審査の基準

以下の場合、提案参加資格を認めない。

①「3. 参加申込手続」により定めた提出書類が提出期限までに到達しなかった場合。

②本実施説明書3ページに示す「III. 参加条件」に示した要件を満たしていない場合。

③「3. 参加申込手続」により定めた提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 結果通知

①第1次審査(提案参加資格審査)の結果については、「3. 参加申込手続」により参加の申込みをした全ての応募者に対して、本市所定様式の「公募型プロポーザル方式提案参加資格確認結果書」にて通知する。

②提案参加資格が認められなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、「公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書【様式第4号】」により、その理由について本市に説明を求めることができる。

③本市は、前項②の規定により説明を求められた場合は、本市所定様式の回答書により回答する。この場合において、回答は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に行う。

2) 提案書の提出依頼

第1次審査(提案参加資格審査)により、提案参加資格を有することを確認した者(以下「提案

有資格事業者」という。) に対し、本市所定様式の「プロポーザル方式提案書提出依頼書」により、第2次審査に係る提案書の提出を依頼する。

3) 第2次審査の実施

提案有資格事業者は、次に定めるところにより第2次審査を受けることができる。

(1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、様式集に沿って作成して提出すること。

- ①業務提案書【様式第5号】：正本1部(押印したもの)、副本10部、CD-ROM (PDF形式) 2部
- ②業務計画書【様式第6号】：正本1部(押印したもの)
- ③見積書【様式第7号】：正本1部(押印したもの)

(2) 提出書類作成要領

①業務提案書【様式第5号】

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント(字体及び書体)については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、応募者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

②業務計画書【様式第6号】、見積書【様式第7号】

提示した様式を使用し、提出すること。提出に際しては、業務計画書及び見積書を1つの封筒に同封し、厳封したうえで封筒の表面には応募者名を記入すること。なお、封筒の色・サイズ、封緘方法については指定しない。

(3) 提出場所

赤磐市 市民生活部 環境課

(4) 提出方法

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メール等その他の方法による提出は認めない。また、書類の分割提出は認めない。

(5) 提出期限

令和5年11月21日(火) 午後5時まで

(6) 審査方法等

①提案書全体について様式集に沿った構成となっていること、及び同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないことを確認する。また、提案書において提案した内容が委託仕様書を満たしているか確認する。

②プレゼンテーション及びヒアリングを令和5年12月初旬に実施した上で、審査会において、「受託候補者選定評価基準書」に基づき評価する。なお、実施する日時、場所等は、第2次審査を受ける応募者に対し、別途通知する。

(7) 最優秀提案の選定

審査会は、第2次審査の結果に基づき、最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。

なお、総合得点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該事務に関与しない本市職員が代わ

りにくじを引き、順位を決定する。

(8) 結果通知

審査の結果については、第2次審査を受けた全ての応募者に対して、本市所定様式の「プロポーザル方式選定結果通知書」で通知するとともに、結果を公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

5. 本業務の契約

- (1) 「4. 審査方法等」により選定された最優秀提案の応募者を受託候補者として選定した上で、本業務についての協議を行い、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、提案書の提出があった他の提案有資格事業者のうち、第2次審査の結果において総合得点の高いものから順にその応募者と当該協議を行う。
- (2) 前項(1)の規定による契約の締結に当たっては、受託候補者と協議の上、提案書に係る提案内容の一部を変更することができるものとする。
- (3) 本業務に係る契約手続は、赤磐市財務規則(平成17年赤磐市規則第55号)に基づき行う。

VI. その他

1. 応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は、応募資料の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

応募に至る全ての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行うこととする。

3) 募集要項の使用の制限

本市から提示された募集要項は、プロポーザルへの参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

4) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。
また、プロポーザルに係る検討の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく第三者に対して内容を提示又は使用させてはならない。

5) 使用言語等

本プロポーザルに関する全ての意思疎通は書面によるものとする。
また、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)、日時は日本標準時とする。

6) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、選定結果の公表やその他の目的において必要な場合、本市は応募者の許諾を得た上で、必要な範囲において応募資料の公表を行うことができることとする。

7) 応募資料の取扱い

- (1) 応募資料について、提出期限後における差し替え又は再提出することができない。また、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (2) 応募資料について、本市は、提案参加資格の確認又は受託候補者の選定以外に応募者に無断で使用しない。

8) プロポーザルの延期、中止など

- (1) 本市が必要と認めたときは、プロポーザルを延期、中止又は取り消すことがある。この場合、本市及び応募者は、各自の費用を自己負担するものとし、応募者は、本市に対して損害賠償請求をすることはできない。
- (2) 応募者が1者であった場合でも、プロポーザルは実施する。

9) プロポーザルの無効に関する事項

- 次のいずれかに該当するときは、当該応募は無効とする。
- (1) プロポーザルに参加する資格のない者のした応募。
 - (2) 応募資料が所定の日時まで所定の場所に到着しないもの。
 - (3) 見積書記載の金額、氏名その他の事項を確認できないもの。

- (4)見積書記載の金額を加除訂正したもの
- (5)見積書記載の提案金額が提案上限額を超えた場合
- (6)応募資料に虚偽の記載をした場合。なお、虚偽の記載をした者に対しては指名停止の措置を行う場合がある。
- (7)その他プロポーザルの実施条件に違反したとき。

10) 提案参加資格の喪失

提案有資格事業者の提案参加資格の確認後において、当該提案有資格事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された応募資料は無効とする。

- ①応募者が、本提案要領書「III. 参加条件」に掲げる参加資格を欠くこととなった場合
- ②参加申込書等に虚偽の記載をしたとき。
- ③応募者によって本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合

11) 受託候補者の失格

受託候補者が、業務委託契約を締結するまでに、本市から指名停止の措置を受けたときは、業務委託契約を締結しない。

12) プロポーザル参加の辞退

応募者は、次に定めるところにより、プロポーザルへの参加を随時辞退することができる。

(1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの) 1部を提出する。

- ①辞退届【様式第8号】

(2) 提出場所

赤磐市 市民生活部 環境課

(3) 提出方法

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出するものとし、FAX又は電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(4) 提出期限

令和5年11月21日(火)午後5時まで ※第2次審査の提出書類の提出期限の日まで

13) その他

募集要項に定めるもののほか、プロポーザルの実施に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

2. その他

1) 本市が提示する資料及び回答書

本市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

2) 参考資料の閲覧、当施設の視察

応募者は、応募資料を作成するに当たっての参考資料として「別紙 参考資料閲覧リスト」に示す資料を閲覧することができる。また、当施設の視察も受け付ける。

参考資料の閲覧及び当施設の視察の申込要領、受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 申込要領

参考資料の閲覧、当施設の視察の申し込みは電子メールにて行うものとする。

申込みに際しては、参考資料の閲覧希望日又は視察希望日の3日前（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に本市の電子メールアドレスに以下の事項を送信し、着信を確認する。なお、送信に当たっては電子メールの件名を「参考資料の閲覧、赤磐市環境センターの視察申込み」とする。

申込みは本市からの電子メールの返信をもって完了とする。

- ① 応募者名
- ② 担当者名、所属部署名
- ③ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 参考資料の閲覧希望日時
- ⑤ 当施設の視察希望日時

(2) 申込先

赤磐市 市民生活部 環境課

電子メール kankyo@city.akaiwa.lg.jp

(3) 参考資料閲覧、当施設視察の受付期間及び受付時間

下記の受付期間内で申込要領に沿って手続を行った上であれば、複数回にわたって参考資料の閲覧及び視察ができる。ただし、参考資料の閲覧及び視察の目的が応募資料を作成するためのものではないと本市が判断した場合は申込みを受付けない。

受付期間：プロポーザル公告の日から令和5年11月21日（火）まで ※第2次審査の提出書類の提出期限の日まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、12時～午後1時までの間及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(4) 参考資料の閲覧に当たっての注意事項

- ① 参考資料は閲覧のみとし、複写、写真撮影は不可とする。ただし、メモを取ることは認める。
- ② 参考資料の閲覧時間は(3)に示す受付時間内であれば制限は設けない。

(5) 当施設の視察に当たっての注意事項

- ① 視察時間は(3)に示す受付時間内において3時間以内とする。
- ② 視察内容は「施設の運転状況」、「設備装置の外観」、「運転操作状況」を予定する。
- ③ 工場棟内の視察を希望する場合はヘルメットを持参するとともに、安全管理上支障がない服装とすること。ヘルメットが無い場合は、見学者通路からの視察となる。ただし、当施設は稼働中であるため、安全管理上支障がある場合は、希望する範囲の視察ができない場合がある。
- ④ 施設の状況や運転操作等に関する質問は見学中に口頭にて質問してもよい。
- ⑤ 本市の了解を得た上で、写真撮影も認める。
- ⑥ 視察に当たっては、本市係員の指示に従うこと。

3. 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

赤磐市役所 市民生活部 環境課

TEL (086)-955-5347

FAX (086)-955-1353

電子メール kankyo@city.akaiwa.lg.jp

別紙 参考資料閲覧リスト

No.	資料名称
<届出関係資料>	
1	一般廃棄物処理施設設置届(平成 24 年 8 月 29 日)
2	ばい煙発生施設設置届出書(平成 24 年 8 月 29 日)
3	特定施設設置届出書(水質汚濁防止法)(平成 24 年 8 月 29 日)
4	特定施設設置届出書(ダイオキシン類特別措置法)(平成 24 年 8 月 29 日)
5	大規模行為通知書(平成 24 年 9 月 27 日)
6	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(平成 24 年 6 月 8 日)
7	炉設置届出書
8	水銀排出施設炉設置届出書
9	危険物貯蔵所設置許可申請書
10	少量危険物貯蔵・取扱い届出書
11	消防用設備等計画書(平成 24 年 8 月)
12	消防法令等免除申請書(平成 24 年 8 月)
13	消防用設備等(特殊消防用設備等)着工届出書
14	確認申請書・開発行為又は建築等に関する証明書(平成 24 年 8 月)
15	仮使用承認申請書
16	確認申請検査済証
17	法定外公共物付替工事施工許可申請書
18	クレーン設置報告書
19	下水道認可区域外流入許可申請書
20	給水装置工事申請書
21	排水設備新設工事確認申請書
22	変電設備設置届出書
23	発電設備設置届出書
24	工事計画届出書 1. 公害の防止に関する工事計画書 2. ばい煙に関する説明書
<図面関係資料>	
25	竣工図 機械関係
26	竣工図 建築関係
27	竣工図 共通・付属棟 建築関係
28	完成図書 建築機械設備 KS1-KS2
29	完成図書 プラント電気/計器仕様書・計器取扱説明書・工事図面(配置図等)
30	完成図書 プラント機械関係

No.	資料名称
＜点検・補修報告関係資料＞	
31	補修実績(令和元年度～令和4年度実績及び令和5年度予定)
32	令和4年度 年次点検報告書
33	赤磐市環境センター年次点検報告書(令和5年6月)
＜取扱説明書関係資料＞	
34	取扱説明書 1～2
35	バグフィルタ取扱説明書
36	有害排ガス処理装置取扱説明書
37	中央制御装置取扱説明書 1～2
38	ごみクレーン取扱説明書
39	飛灰搬出設備取扱説明書 1/2～2/2
＜分析結果関係資料＞	
40	赤磐市環境センター周辺環境調査業務報告書(令和元年度～令和4年度) <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ質 ● 排ガス(ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀[平成29年度より]) ● 焼却灰(熱灼減量、溶出試験、ダイオキシン類) ● 飛灰(溶出試験、ダイオキシン類) ● 悪臭 ● 騒音 ● 振動 作業環境
＜その他＞	
41	赤磐市環境センターに係る環境保全協定書
42	赤磐市環境センター 月報(令和元年度～令和4年度)
43	赤磐市環境センター 日報(令和元年度～令和4年度)